

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第3号

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示による通知の方法）</u></p> <p><u>第3条 条例第14条第4項（同条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係</u></p>	

る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第4条、第5条 [略]

第3条、第4条 [略]

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。